

諸塚村特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 諸塚村

事 業 名 : 諸塚村特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 27 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年3月19日 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	21.3 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1		
処 理 場 数	1		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道事業は独立採算の原則が適用される事業であるが、事業自体は多額の投資を伴うため、経営は苦しいものである。一方使用者となる村民は景気低迷の中で環境対策に新たな負担を強いられると同時に、少子高齢化という地域の社会的事情も抱えている。これらの背景を踏まえ本村においては、下水道事業の健全経営と住民サービスの理念に即した体系をとっている。				
業務用使用料体系の概要・考え方	該当無し				
その他の使用料体系の概要・考え方	該当無し				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,000 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,367 円
	平成28年度	2,000 円		平成28年度	2,733 円
	平成29年度	2,000 円		平成29年度	2,723 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	1
事 業 運 営 組 織	水道部局と統合済み(兼務)

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在下水道施設維持管理業務と、処理場汚泥引抜業務を委託している。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	入郷地区衛生組合へ汚泥を搬入し、肥料化を図っている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※別添のとおり

2. 経営の基本方針

現在平成44年度で企業債償還が終了する見込みであるが、年間の維持管理費も使用料だけでは賅えず、一般会計繰入金に依存しているため、下水道事業の継続についても今後検討していく必要があると考えられる。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別 紙 の と お り

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本村特定環境保全公共下水道施設については平成10年から整備を開始し、平成14年に整備計画を完了したため設備は比較的新しい。現在は本村単独で修繕補修計画を策定し、計画に沿って補修を行っている。

② 収支計画のうち財源についての説明

主な財源(収入)は使用料収入であるが、人口減少に伴い今後も減少が続けていくことが予想される。維持管理費も一般会計に依存している状況にある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本村施設は比較的新しい施設ではあるが、委託料、動力、薬品費等については、例年同様の経費が掛かっている。また、職員は1名で従事しており、職員数の変動はない。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本村下水道事業は単独処理施設であるため、広域化、共同化及び最適化等についての検討は行っていない。
投資の平準化に関する事項	現段階では新たな大きい事業、整備等は計画していないため、具体的に平準化の検討は行っていない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現段階では民間活用に関して検討は行っていない。
その他の取組	現段階で新たな大きい事業、整備等は計画していないが、今後ストックマネジメント計画を策定し必要に応じた適切な事業経営を行っていく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用者となる村民は景気低迷の中で環境対策に新たな負担を強いられると同時に、少子高齢化という地域の社会的事情も抱えており、使用料の見直しは現段階では困難であるが、今後の検討課題である。
資産活用による収入増加の取組について	収入源になるような資産が存在しないため、収入増加について見込むことはできない。
その他の取組	平成44年度で企業債の償還が終了予定ではあるが、年間の維持管理費も使用料で賄えず一般会計からの繰入金に依存してしまっているため、下水道事業方針等の見直しが必要であるとする。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活用の予定はないため、経費は不要である。
職員給与費に関する事項	担当職員の給与を下水道事業会計から支出しておらず、今後も支出する予定はない。
動力費に関する事項	新規設備等の整備予定等もなく経費はほぼ横ばいとする。
薬品費に関する事項	本村下水道事業は単独処理施設のため、資材等調達コストの削減は将来見込まず、経費はほぼ横ばいとする。
修繕費に関する事項	劣化が見られるところから随時修繕を行い、突発的な不具合等に備えての経費確保が必要とする。
委託費に関する事項	例年締結している委託契約は、すべて必要な経費とする。
その他の取組	現在運営において、必要な経費を要しており、削減等は困難である。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営の状況等を踏まえ、毎年進捗管理を行うとともに、必要に応じてローリングを行う。
---------------------	--

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

区 分 \ 年 度	27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度 (決算)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 6,271	227	△ 1,179	409	329	249	172	96	21	△ 53	△ 125	△ 195
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	9,779	3,508	3,735	2,556	2,965	3,294	3,543	3,715	3,811	3,832	3,779	3,654
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,508	3,735	2,556	2,965	3,294	3,543	3,715	3,811	3,832	3,779	3,654	3,459
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	3,508	3,735	2,556	2,965	3,294	3,543	3,715	3,811	3,832	3,779	3,654	3,459
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	56	66	55	63	62	62	61	60	59	58	57	56
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,835	2,074	2,045	1,798	1,762	1,725	1,688	1,652	1,615	1,578	1,541	1,505
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	84,327	77,527	72,688	67,772	62,777	57,701	52,544	47,305	41,980	36,570	31,073	25,486

○他会計繰入金

区 分 \ 年 度	27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度 (決算)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分	6,200	6,921	5,276	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
うち基準内繰入金	6,200	1,293	1,217	1,139	1,061	981	899	816	732	646	559	470
うち基準外繰入金		5,628	4,059	4,861	4,939	5,019	5,101	5,184	5,268	5,354	5,441	5,530
資 本 的 収 支 分		4,763	4,839	4,916	4,995	5,075	5,157	5,240	5,324	5,410	5,497	5,586
うち基準内繰入金		4,763	4,839	4,916	4,995	5,075	5,157	5,240	5,324	5,410	5,497	5,586
うち基準外繰入金												
合 計	6,200	11,684	10,115	10,916	10,995	11,075	11,157	11,240	11,324	11,410	11,497	11,586